

TOKYOレジリエンスボンド・フレームワーク

令和7年10月

東京都

TOKYOレジリエンスボンド・フレームワーク

1 TOKYOレジリエンスボンドの発行について

持続可能な社会の実現に対する関心が世界的に高まる中で、気候危機の一層の深刻化など、自然環境を取り巻く状況は世界規模で大きな課題となっている。

こうした諸課題等に対処するため、2020年以降の気候変動対策の枠組みである「パリ協定」が採択され、脱炭素への取組はもとより、気候変動への適応策を強化し、資金の流れをこれに適合させることが謳われた。

このような中、東京都は、深刻化する気候危機などに対して、2040年代に目指す強靱化された東京の姿を明らかにし、その実現に向けて強化した施策の全体像を取りまとめた「TOKYO強靱化プロジェクト」を策定した。このプロジェクトを着実かつ計画的に進めることで、東京のレジリエンスを高め、気候変動の影響によって頻発化・激甚化する風水害などから都民の生命と暮らしを守り、日本を支える首都東京の機能や国際都市東京の経済活動を維持していくことが求められている。

都市の強靱化に向けては、インフラ整備等に非常に長い時間とコストを要することから、将来を見据えて、中長期にわたり安定的・継続的に取り組んでいかなければならない。加えて、激甚化する風水害などへの対策は世界共通の課題であり、都が率先して気候変動適応策への投資を促進することが重要である。さらに、海外に向けて都の災害に対する強靱性や高い技術力によって支えられている取組を発信し、レジリエントな都市・東京の周知に取り組んでいくことも必要である。

このような観点を踏まえ、2025年度から新たに「TOKYOレジリエンスボンド」を、海外市場において発行する。

多様な投資家から資金を呼び込むことで、持続可能で強靱な社会の実現を金融面から支える「サステナブル・レジリエントファイナンス」のリーディングシティを目指していく。

なお、TOKYOレジリエンスボンドは、以下に適合した債券として発行する。

- ・国際資本市場協会が公表するグリーンボンド原則 2025（以下「グリーンボンド原則」という。）、ソーシャルボンド原則 2025（以下「ソーシャルボンド原則」という。）及びサステナビリティボンドガイドライン 2021（以下「サステナビリティボンドガイドライン」という。）
- ・クライメート・ボンド・イニシアチブが公表するクライメートボンド基準（v4.3）（以下「クライメートボンド基準」という。）、クライメートボンド・レジリエンスタクソノミーに関する認証基準（2025 年 8 月）（以下「CBRT 基準」という。）、水インフラの基準（v3.2）（以下「水インフラの基準」という。）及び送配電網と蓄電池の基準（2022 年 3 月）（以下「送配電網と蓄電池の基準」という。）に基づくクライメートレジリエンス投資

TOKYOレジリエンスボンドの発行意義

- ① TOKYOレジリエンスボンドへの投資を通じた企業等の後押しにより、都市強靱化のための財源を安定的に確保し、施策を強力に推進すること
- ② 市場の資金を気候変動適応策やレジリエンスに活用する資金調達モデルを示し、この分野への資金の流れを加速させること
- ③ 国内のみならず海外の多様な投資家から資金を呼ぶこむことをとおして、安心・安全な国際都市東京の強靱化対策を世界に発信すること

2 TOKYOレジリエンスボンド・フレームワークについて

都は、TOKYOレジリエンスボンド発行に当たり、調達資金の使途、プロジェクトの評価と選定プロセス、調達資金の管理及びレポーティングの各要素により構成される、「TOKYOレジリエンスボンド・フレームワーク」を以下のとおり定める。

(1) 調達資金の使途

調達資金を充当する予定のグリーンプロジェクト及びソーシャルプロジェクトに係る対象事業は別表のとおりである。

なお、調達資金は全て、別表の対象事業における新規の支出に充当され、既存の支出のリファイナンスには用いない。

(2) プロジェクトの評価と選定のプロセス

地方公共団体は、地方財政法等の法律で定める場合に、予算の定めるところにより地方債を発行することができ¹、予算については年度開始前に議会の議決を経る必要があると規定されている²。

TOKYOレジリエンスボンドは、都債としてこれらの手続を経るほか、予算編成等の過程において、対象事業の実現性や効果の持続性についても検証される。具体的には以下のとおりである。

ア 評価と選定のプロセス

充当可能事業は、TOKYO強靱化プロジェクトに位置付けられたものから選定する。

そのうえで、下表の「環境」、「社会」及び「ガバナンス」側面における各項目に照らして適格性に関する評価を行い、その結果に基づき当該年度に発行するTOKYOレジリエンスボンドの対象事業の選定を行う。

なお、対象事業の実施に伴う環境・社会的なリスクの低減のために、以下について対応していることを確認する。

- ・環境関連法令の遵守及び必要に応じた環境への影響評価の実施
- ・地域住民への十分な説明の実施
- ・環境に配慮した資材調達、環境負荷物質への対応、廃棄物管理及び労働安全面の配慮の実施

¹ 地方自治法第230条（地方債）

² 地方自治法第211条（予算の調製及び議決）

イ 適格性に関する評価にあたって重視する側面

グリーンプロジェクトについては、東京都環境基本計画（2022 年 9 月）の掲げる「気候変動適応策の推進」への適合性を確認するとともに、特に、下表の E-1・2 環境側面について優先的に評価する。

ソーシャルプロジェクトについては、気候変動を発端とする社会的課題を確認するとともに、特に、下表の S-1・2 社会側面について優先的に評価する。

いずれの場合においても、気候変動の影響に伴い支援が必要な人々を対象とする事業であること、及び明確な便益（新たな便益の発生又は既存の便益の維持）が見込まれ、その効果を定量的に把握できる事業であることを考慮する。

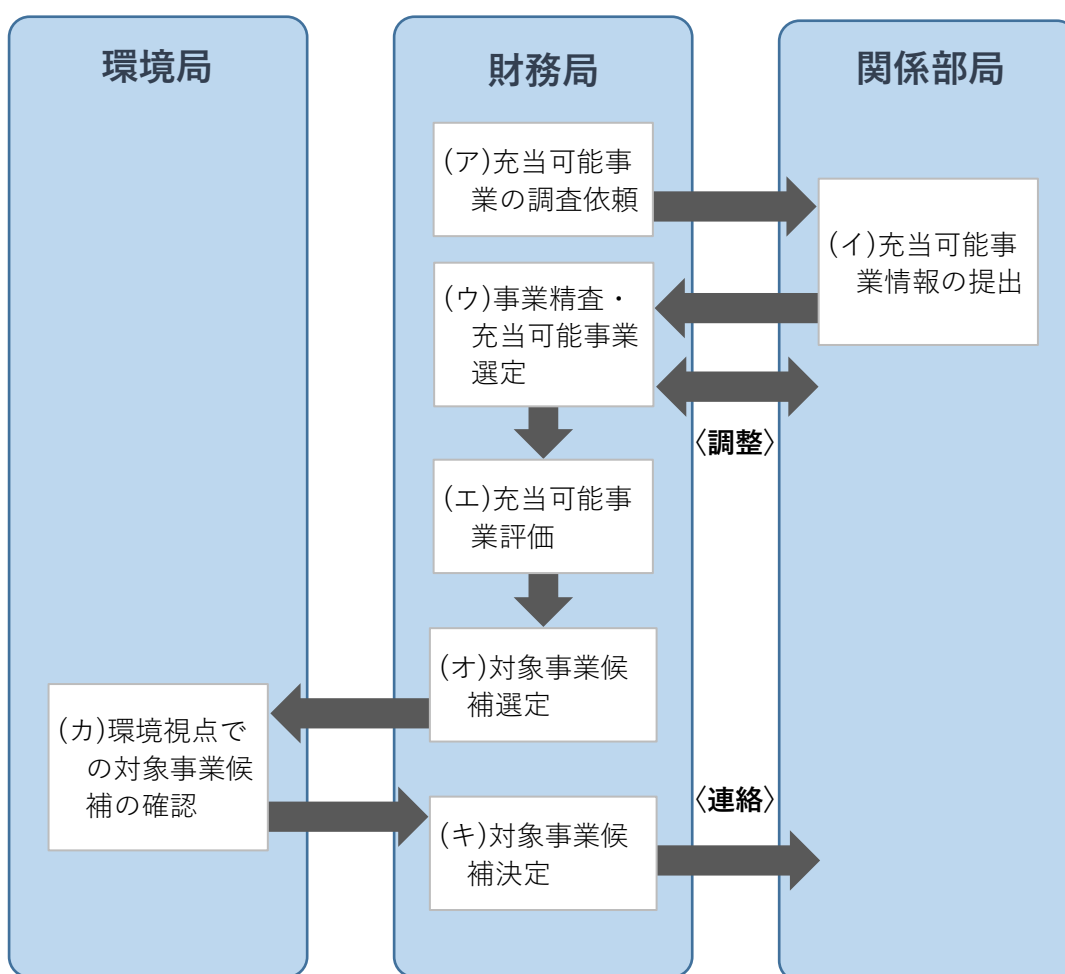
図表：充当可能事業の評価・選定項目

No.	評価側面	評価項目	視点
E-1	環境	正の影響の把握	充当事業の環境面での実施効果が定量的に把握できる、又はその効果が明確であること
E-2	環境	負の影響の低減	充当事業の実施に伴う、負の影響の低減に対する取組がなされていること
S-1	社会	正の影響の把握	充当事業の社会面での実施効果が定量的に把握できる、又はその効果が明確であること
S-2	社会	負の影響の低減	充当事業の実施に伴う、負の影響の低減に対する取組がなされていること
G-1	ガバナンス	政策・法令準拠	「2050 東京戦略」や地方財政法等に準拠した計画となっていること
G-2	ガバナンス	実現性／緊急性	事業の実現性、緊急性を示す特筆事項があること
G-3	ガバナンス	効果の持続性	充当事業により創出された環境・社会面の効果の持続性があること

ウ 評価と選定の手順・役割分担

- (ア) 財務局が関係部局に対し、TOKYOレジリエンスボンドの充当可能事業の調査を依頼
- (イ) 関係部局が、TOKYOレジリエンスボンドの要件に該当する事業を確認し、対象となり得る事業の情報を財務局へ提出
- (ウ) 財務局が事業を精査し、充当可能事業を選定
- (エ) 財務局が充当可能事業を評価。評価においては、各事業の情報に基づき環境事業区分又は社会的課題を確認するとともに、「環境」、「社会」及び「ガバナンス」の側面に基づく評価等を実施。対象事業の実施に伴う環境・社会的なリスク低減への対応内容を確認
- (オ) 財務局が対象事業の候補を選定
- (カ) 環境局において、環境視点で対象事業の候補を確認
- (キ) 財務局が対象事業を決定（関係部局に対象事業の決定を連絡）

図表：対象事業の評価・選定フロー



エ モニタリング

翌年度1回以上、関係部署等と連携して事業が適切に実施されていることを確認する。仮に問題が発生した場合には、関係部署と協議し、速やかに改善に向けた対応を進める。

(3) 調達資金の管理

地方公共団体の各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てる必要がある³。このため、TOKYOレジリエンスボンドの調達資金は全額、原則として当該年度中に支出し、対象事業に充当される。TOKYOレジリエンスボンドによる調達資金の充当予定事業や充当予定額については、財務局が事業所管局に執行状況等を確認した上で決定し、発行前に公表する。

財務局は、TOKYOレジリエンスボンドの対象事業に対する資金充当状況を必要に応じて追跡できるように執行実績を管理し、翌年度に調達資金の全額が事業に充当されたことを確認し、それらは「(4) レポーティング」に基づき公開する。

TOKYOレジリエンスボンド発行後、調達資金については、資金使途を明確にするため、東京都予算事務規則に基づき歳入予算を経理区分（款、項及び目、節）に応じて分類し管理を行う。また、調達資金が充当されるまでの間、東京都公金管理ポリシー⁴に基づき管理を行う。さらに、TOKYOレジリエンスボンドによる調達資金を充当した事業に係るものも含め、都の歳入歳出については、各会計年度の終了後に決算関係書類を調製し、監査委員の審査に付した後、その意見とともに議会の認定に付される⁵。

³ 地方自治法第208条（会計年度独立の原則）

⁴ 東京都公金管理ポリシーは、公金管理の原則及び管理方法を定めたもので、公金管理に当たっては、安全性・流動性・効率性を確保した保管、運用が行われる。保管、運用にあたっては、一会計年度内を原則として預金等（歳計現金等）として保管するものと、10年を上限として運用するものとに分けて管理される。

⁵ 地方自治法第233条（決算）

(4) レポーティング

TOKYOレジリエンスボンドの発行の翌年度末までに、TOKYOレジリエンスボンドで調達した資金の各事業への充当結果等を公開する。具体的には、以下の手順により、都のホームページで公開する。公表内容は、下表のとおり。

ア 財務局が対象事業の所管部局に対して、支出状況を確認

イ 財務局が、TOKYOレジリエンスボンド調達資金の充当額の内訳を決定

ウ 充当結果の取りまとめ及びインパクトレポートの作成

エ ウについて、都のホームページで公開

オ 個別の事業に複数年度にわたってTOKYOレジリエンスボンドによる調達資金を充当する場合、それに係る情報も記載

図表：TOKYOレジリエンスボンドに関する情報公開の内容

No.	内容	時期
1	フレームワーク	常時
2	対象事業の詳細決定 － 事業区分 － 事業名 － 想定される効果 － 充当予定額又は充当予定割合	発行前
3	対象事業の充当結果及びインパクトレポート － 事業区分 － 事業名 － 効果 － 資金充当額	発行翌年度
4	対象事業の変更等、重要な事象が生じた場合にその内容	発生した場合

3 外部レビュー

(1) 発行前外部評価

都は、独立した外部評価機関であるムーディーズ・ジャパン株式会社より、本フレームワークとグリーンボンド原則、ソーシャルボンド原則及びサステナビリティボンドガイドラインとの適合性に対するセカンド・パーティー・オピニオンを取得している。

また、クライメート・ボンド・イニシアチブが認定する検証機関等である株式会社格付投資情報センターより、本フレームワークに基づき発行する債券とクライメートボンド基準、CBRT基準、水インフラの基準及び送配電網と蓄電池の基準との適格性に対する検証報告書を取得している。これを踏まえ、クライメート・ボンド・イニシアチブよりクライメートレジリエンス投資としての認証を得ることを予定している。

これらは、都のホームページに掲載している。

(2) 発行後外部評価

発行翌年度、外部評価を実施可能な調査機関を選定し、2 (4) レポートニングの内容等について情報共有の上、外部評価を取得し、公表する。

別表

TOKYOレジリエンスボンドに係る充当予定事業一覧

No.	事業区分	対象事業	対応する課題	対象となる人々	レジリエンスに対する 実質的な貢献	レポーティング指標	SDGs マッピング	グリーン プロジェク ト	ソーシャル プロジェク ト
1	豪雨や高潮等 による浸水を 最大限防ぐ	中小河川の整備	豪雨等に伴う浸水被害から 住民・都市機能を守り、安 心・安全を確保	地域住民など河川の近く で生活する人々	✓ 豪雨時の貯留容量増加 や市街地への氾濫流入 リスク低減による強靱 性の向上	河川の整備率 (%) 調節池の貯留量 (m ³)	 	✓	
		東京港・島しょ海岸 保全施設整備事業	最大級の台風や地震に備 え、浸水被害から住民・都 市機能を守り、安心・安全 を確保	沿岸部に暮らす地域住民 など	✓ 防潮堤等の嵩上げによ る高潮等への強靱性の 向上	整備延長 (km) 施設数	 	✓	
		河川施設の耐震・耐 水化	高潮から東部低地帯を守る ため、河川施設の耐震・耐 水性を確保	東部低地帯の住民	✓ 耐震・耐水対策による高 潮への強靱性の向上	整備延長 (km)	 	✓	
2	台風などによ る暴風雨被害 を回避する	無電柱化の推進	暴風雨等による電柱倒壊の 危険から住民・都市機能を 守り、都市防災機能を強化	自然災害時、電柱倒壊によ る道路閉塞や断線等の影 響を受ける恐れのある 人々(ベビーカー・車いす を利用する方等を含め た、道路利用者)	✓ 暴風時の電柱倒壊リス ク低減による強靱性の 向上 ✓ 通信線を暴風や洪水の 影響から保護すること による強靱性の向上	整備延長 (km) 整備空港数 整備港数	 	✓	
		土砂災害対策施設・ 海岸保全施設の整備	土砂災害や海岸侵食を防ぐ	土砂災害のおそれのある 区域内の住民 津波・高潮のおそれのある 区域内の住民	✓ 不安定な斜面の安定化 による強靱性の向上 ✓ 波浪減退等による高潮 等への強靱性の向上	整備箇所数	 	✓	
		港湾建設事業	持続可能なインフラの維持 管理、利用者の安全・安心 の確保	地域住民など港湾施設を 利用する人々	✓ 暴風や洪水に対する沿 岸構造物の強化による 強靱性の向上	整備港数	  		✓